

## 竹原地区地区計画に関するQ&A

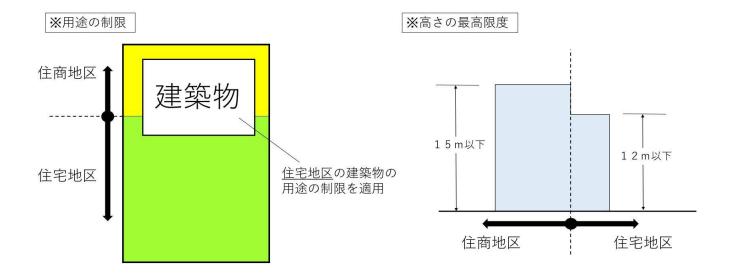
令和4年4月

### Q 建築物の敷地が複数の地区にまたがる場合、どの地区のルールを適用するのですか。

A 建築物等の用途の制限は、過半の敷地の制限が適用され、高さの最高限度・壁面の位置の制限・垣又はさくの構造の制限・緑化率の最低限度は、それぞれの地区の制限が適用されます。

地区整備計画の項目	適用方法
用途の制限	敷地の過半が属する地区の制限
高さの最高限度	
垣又はさくの構造の制限	それぞれの地区の制限
緑化率の最低限度	

例:住商地区と住宅地区にまたがる敷地



#### Q 既に存在する建築物等がルールに適合していない場合、適合させる必要がありますか。

A 都市計画決定告示日(令和4年4月28日)時点で既に存在する建築物等は、適合させる必要はありません。

今後(令和4年4月28日以後に)増築や改築を行う場合には、地区計画の届出を提出して頂き、ルールに適合した内容での施工が必要となります。

[	地区整備計画		
	住宅地区	住商地区	流通業務地区
垣又はさくの構造の制限		道路に面した垣又はさく(門柱・門扉等は除く。以下同じ。)の構造は、次のいずれかとする。 1. 生垣2.宅地地盤面からの高さ1.2m以下のものただし、道路境界線か	
		延べ面積の2分の1未満のものに限る。	

# Q1 生垣であれば1.2m以上でも構わないのですか。

A 構いません。

# Q 2 「門柱・門扉等」は、どの程度の大きさ(幅)まで設置できますか。

A 「門柱・門扉等」は、表札や郵便受けを取り付けるためのもので、小規模(幅の合計が概ね1 m程度)のものとします。

	地区整備計画		
	住宅地区	住商地区	流通業務地区
建築物の緑化 率(緑化施設の 面積の敷地面 積に対する割 合)の最低限度	5% (敷地面積が 200 ㎡未 満の場合は、この限りで ない。)	5% (敷地面積が 200 ㎡未 満の場合は、この限りで ない。) なお、上記の適用は、 住宅又は兼用住宅で非 住宅部分の床面積が、5 0㎡以下かつ建築物の 延べ面積の2分の1未 満のものに限る。	5%

### Q1 「緑化施設」とは何ですか。

- A 次のものをいいます。
  - 1)樹木
  - 2) 芝その他の地被植物
  - 3) 花壇その他これに類するもの
  - 4)壁面緑化
  - 5) 水流、池その他これらに類するもの
  - 6) 1) から5) までの緑化施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設

### Q2 人工芝を設置してもよいですか。

A 設置しても差し支えありませんが、人工芝の部分は、緑化施設の面積には含まれません。